

河川堤防の刈草はいかがですか？ ～堤防除草で発生する刈草を無料で提供します～

国土交通省岩手河川国道事務所では、管理する北上川本川や支川の堤防の変状を確認するため、年2回堤防の除草を実施しています。

除草により発生する刈草は無農薬であり、家畜への飼料や敷き草、家庭菜園などの堆肥に利用できるため、必要とする地域の皆さんに無料で提供します。

岩手河川国道事務所が管理する河川は、北上川本川をはじめ支川の中津川、雫石川、猿ヶ石川、磐井川など10支川であり、管理延長は本川、支川あわせて208.4kmに及びます。

そのうち、堤防の延長は197.0kmであり、1回当たりの堤防除草面積は約5百万㎡になります。堤防除草は年2回実施しており、1回目は5月～7月、2回目は9月～10月頃に実施します。

堤防除草で発生する刈草を無料で提供しますので、必要な方は、最寄りの下記出張所に問い合わせをお願いします。

刈草の有効活用は、堤防を維持管理するコストの縮減に寄与することはもちろんのこと、資源の有効活用としてCO₂の削減や有機物循環利用にも貢献できます。



刈草の状況



家畜飼料としての利用状況

＜刈草の利用に関する問い合わせ先＞

盛岡出張所 電話 019-636-0368 住所 盛岡市東仙北 1-11-11
水沢出張所 電話 0197-24-4173 住所 奥州市水沢区東大通り 1-2-14
一関出張所 電話 0191-23-2435 住所 一関市狐禅寺字石ノ瀬 155-81

発表記者会：岩手県政記者クラブ、奥州市政クラブ、一関市政クラブ

お問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所

河川管理課長 土田 恒年（つちだ つねとし）

（住所）盛岡市上田四丁目-2-2

（電話）019-624-3281